

新潟県条例第44号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の2.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.8</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8	<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合に<u>あっては</u>、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の3.1</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6												

(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を
乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を
乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得
た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地
方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供
給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に
対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する
各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置
に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、
第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号
及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税
義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）次
に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を
乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を
乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって
各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ず
る同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金
額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の0.9
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年800万円以下 の金額	100分の1.4
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の1.9

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業
所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資
金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対す
る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）
の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額
とする。

(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を
乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を
乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得
た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地
方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供
給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に
対する事業税（平成27年4月1日以後に開始する
各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置
に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、
第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号
及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税
義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）次
に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を
乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を
乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって
各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ず
る同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金
額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の1.6
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年800万円以下 の金額	100分の2.3
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の3.1

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業
所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資
金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対す
る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）
の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額
とする。

<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を 乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を 乗じて得た金額 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の1.9</u>を乗じて得 た金額 (2)・(3) (略)</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を 乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を 乗じて得た金額 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の3.1</u>を乗じて得 た金額 (2)・(3) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正は、同年1月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第31条及び附則第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(検討)

3 県は、この条例の施行後2年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の2の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。